

令和９年度宮城県公立高等学校入学者選抜における 東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置

宮城県教育委員会

仙台市教育委員会

石巻市教育委員会

令和９年度宮城県公立高等学校入学者選抜において、東日本大震災の被災により区域外就学している生徒が本県内の公立高等学校への入学を希望する場合には、令和９年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項の居住区域の定めに関わらず、受験に係る措置として、次のように扱うものとする。

１ 出願資格及び出願手続

(1) 出願資格

次のアの①及び②並びにイの①及び②のいずれかに該当し、本県内の公立高等学校への入学を希望する場合は、宮城県公立高等学校入学者選抜要項の「Ⅰ 募集及び出願」の「３ 出願制限」（５頁）に関わらず、本県内の公立高等学校の入学者選抜（ただし、連携型選抜及び社会人特別選抜を除く。）に出願できるものとする。

ただし、いずれにおいても、本県内の公立高等学校に入学後、本人及び保護者が本県内に居住する場合とする。

ア 平成 23 年 3 月 11 日現在、県外に住所を有していた者のうち

- ① 被災に伴う避難のため、一家で本県内に居住し、本県内の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者
- ② 被災に伴う避難のため、保護者の元を離れて本人のみが本県内に居住し、本県内の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者

イ 平成 23 年 3 月 11 日現在、本県内に住所を有していた者のうち

- ① 被災に伴う避難のため、一家で県外に居住し、県外の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者
- ② 被災に伴う避難のため、保護者の元を離れて本人のみが県外に居住し、県外の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者

(2) 出願手続

当該措置により出願する者は、ウェブ出願システムにおいて、出願承認申請をした後、宮城県公立高等学校入学者選抜要項に定める出願手続きをする。

2 被災に伴う転学者の取扱い

- (1) 平成 23 年 3 月 11 日現在、本県内に住所を有していた者で、被災に伴う避難のため、本県内から県外に住民票を移動した上で転居し転学した者は、当該措置の対象としない。

本県内の公立高等学校への入学を希望する場合は、宮城県公立高等学校入学者選抜要項に定める「Ⅶ 県外からの出願」（26 頁）に基づき出願すること。

- (2) 平成 23 年 3 月 11 日現在、県外に住所を有していた者で、被災に伴う避難のため、県外から本県内に住民票を移動した上で転居し転学した者は、当該措置の対象としない。

本県内の公立高等学校への入学を希望する場合は、宮城県公立高等学校入学者選抜要項に定める通常の出願手続きに基づき出願すること。